

令和5年度包括外部監査(指摘事項)に係る措置状況

(単位:件)

措置状況の区分	件数
措置済	8
対応中	11
指摘事項件数	19

## 令和5年度包括外部監査(指摘)一覧

No.	項目	所管課	報告書 記載頁
R05001S	公有財産台帳に記載された土地・建物の固定資産台帳への計上漏れについて	管財課、財政課	65
R05002S	公有財産台帳に記載された無体財産権の固定資産台帳への計上漏れについて	管財課	66
R05003S	所管課の登録情報の誤りについて	財政課	67
R05004S	数量・単位の記入について	資産経営課	74
R05005S	有形固定資産の行政目的別明細の誤りについて	財政課	76
R05006S	勘定科目の誤り（建設仮勘定の本勘定への振替漏れを含む）について	資産経営課	78
R05007S	会計区分の誤りについて	資産経営課	80
R05008S	昭和59年以前に取得した道路等の注記漏れについて	財政課	99
R05009S	固定資産台帳が未公表であることについて	資産経営課	117
R05010S	売却可能資産の範囲と注記集計範囲の相違について	財政課	120
R05011S	固定資産台帳上の売却可能区分の修正について	財政課	121
R05012S	財務諸表と固定資産台帳等の不一致について	病院局経営企画課	142
R05013S	固定資産の実態調査が実施されていないことについて	病院局経営企画課	142
R05014S	固定資産台帳からの除却処理漏れと資産管理シールの運用の徹底について	病院局経営企画課	150
R05015S	固定資産台帳への登録単位について	病院局経営企画課	151
R05016S	耐用年数の設定について	水道総務課	161
R05017S	適切な固定資産の残存価額の設定について	水道総務課	162
R05018S	未経過リース料の注記漏れについて	水道総務課	163
R05019S	減価償却費の計上漏れについて	下水道経営課	178

令和5年度包括外部監査結果(指摘)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R05001S	公有財産台帳に記載された土地・建物の固定資産台帳への計上漏れについて	65	<p>【結果(指摘)】</p> <p>固定資産の評価や按分のような「判断」が含まれる領域ではなく、実物資産の有無という「事実」に関する領域であること、土地・建物の場合は金額的重要性が高くなることが想定されること、土地については非償却資産であり登録漏れは財務諸表に半永久的に影響が出続けることから、これらの誤謬を固定資産台帳に反映するとともに、このほかにも登録漏れの有無を点検する必要がある。</p> <p>また、今後、同様の誤謬が生じないように、財政課はマッチングワークシート上で固定資産に計上すべきと判断した案件の合計件数と所管課から提出された固定資産台帳増減調査票上の合計件数の一致を確認することにより、固定資産台帳に計上すべき固定資産が漏れていないかを確認すべきである。</p>	対応中	改善内容調整中	管財課、財政課
R05002S	公有財産台帳に記載された無体財産権の固定資産台帳への計上漏れについて	66	<p>【結果(指摘)】</p> <p>「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、商標権は耐用年数省令に定める償却資産であるが、地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権(他人の土地等がある目的で使用するための権利)は非償却資産とされている。非償却資産の計上漏れは、将来にわたって長期的に固定資産の内容に影響を与えることから、これらの誤謬を固定資産台帳に反映するとともに、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」69段落を踏まえて、金額的重要性が高くなりがちな地上権を中心に、このほかにも登録漏れがないかを精査する必要がある。</p> <p>また、「前年度の公有財産の異動内容」について、有形固定資産だけではなく、無形固定資産についても調査前に「固定資産台帳増減調査票」に反映することを徹底し、実際に登録されたことをダブルチェック等で確かめる体制を整える必要がある。</p>	対応中	改善内容調整中	管財課

R05 003 S	所管課の登録情報の誤りについて	67	<p>【結果(指摘)】</p> <p>固定資産台帳の所管課が誤っている資産が一定数存在している。まずは、「教育総務部教育給与課」と誤って登録されていた施設について、「教育総務部学校施設課」への修正が必要である。あわせて、所管の登録が誤っていないかどうかについて横断的に点検をすべきである。</p> <p>固定資産台帳上で所管課を登録するのは、問い合わせ先の明確化、責任を明らかにする目的がある。所管換に係る公会計システム取込用の「異動データワークシート」を作成する際は、誤った所管課登録及び所管換をしないよう十分注意を払う必要がある。</p>	措置済 (令和8年3月)	<p>固定資産台帳の所管課が誤っていた資産については、令和6年3月から運用開始した固定資産の管理に係る新システムと公会計システムとの連携により、令和5年度末の固定資産台帳の作成作業において登録情報の修正が完了した。また、登録済みの資産について、所管の登録誤りがないか各所管課にて横断的に点検を行った。</p> <p>なお、所管換が必要となった資産については、異動情報を公会計システムに取り込む際に必要な「異動データワークシート」が新システムから自動で出力される仕様となったため、登録誤りのリスクが低減した。</p>	財政課
R05 004 S	数量・単位の記入について	74	<p>【結果(指摘)】</p> <p>固定資産台帳の整備にあたって、数量・単位について未記載のものがあため、適切な情報に更新すべきである。</p>	措置済 (令和8年3月)	<p>固定資産台帳の数量と単位の記入については、固定資産台帳増減調査において、「資産データベースシステム運用マニュアル(固定資産台帳増減調査用)」に追記した上で、説明会を開催し、各所管課に周知徹底した。数量と単位が未記載だったものについては、令和7年3月末に情報の更新が完了した。</p> <p>引き続き、所管課への周知徹底及び入力内容の確認を行い、適切な情報に更新していく。</p>	資産経営課
R05 005 S	有形固定資産の行政目的別明細の誤りについて	76	<p>【結果(指摘)】</p> <p>固定資産台帳の「目的別資産区分」が記入されていないものは記載し、区分名称が誤っているものは適切な名称に修正する必要がある。また、その他にも区分名称が誤っているものがないか精査する必要がある。</p> <p>そのうえで、今後は、固定資産台帳の必須項目が記載漏れになっていないかを財政課が定期的に確認する必要がある。</p> <p>また、財政課は各所管課から「固定資産台帳増減調査票」を受領した時に固定資産台帳の「目的別資産区分」が「主管課(所属)」に対応しているかを確認し、明らかに対応していないと考えられるものはその理由を確認することが必要である。</p>	対応中	改善内容調整中	財政課

R05 006 S	勘定科目の誤り (建設仮勘定の本勘定への振替漏れを含む)について	78	<p>【結果(指摘)】</p> <p>正しい登録内容とするように、固定資産台帳の修正が必要である。建設仮勘定の振替漏れは、工事完了時点を固定資産台帳上に記載する等の工夫で回避できると考えられるため、更新プロセスにおいて、振替漏れがないかどうかの目線でチェックする内部統制を構築すべきである。例えば、完了している工事が含まれていないかという観点から建設仮勘定の一覧表を査閲し、含まれていれば本勘定(又は費用)に振り替える、といった手続により、振替漏れがないことを確認する方法が考えられる。</p>	対応中	改善内容調整中	資産経営課
-----------------	-------------------------------------	----	---	-----	---------	-------

R05 007 S	会計区分の誤りについて	80 【結果(指摘)】 誤りが発見された会計区分について、固定資産台帳上の情報を修正すべきである。所属する会計は歳出データに基づいて区分されるため、発見した誤りの多くは、開始時残高を算定する際に歳出データではなく当時のストック情報に基づいて区分した際に誤ってしまったと考えられるが、歳出した会計と管理する会計が変更になったときにも、資産の増減が生じないために資産異動の対象から漏れてしまっている可能性もある。 固定資産台帳に誤った会計区分を登録すると、会計区分別の財務書類の数値情報等に誤りが生じる。また、適切な担当者への照会も困難となることから、会計区分の登録は重要性が高いと考える。	措置済 (令和8年3月)	固定資産台帳の会計区分の誤りについては、固定資産台帳増減調査において、「資産データベースシステム運用マニュアル(固定資産台帳増減調査用)」に追記した上で、説明会を開催し、各所管課に周知徹底した。会計区分が誤っていたものについては、令和7年3月末に情報の更新が完了した。 引き続き、所管課への周知徹底及び入力内容の確認を行い、適切な情報に更新していく。	資産経営課
R05 008 S	昭和59年以前に取得した道路等の注記漏れについて	99 【結果(指摘)】 昭和59年以前に取得した道路等を備忘価額1円で計上せず、引き続き、合理的かつ客観的な基準に基づく評価額で計上する場合には、その評価額の注記が求められるため、当該注記を適切に行う必要がある。 一方で、昭和59年以前に取得した道路等の評価額の注記を行わないのであれば、昭和59年以前に取得した道路等の期末簿価は全て備忘価額1円に修正する必要がある。	措置済 (令和8年3月)	昭和59年度以前に取得した道路等の期末簿価については、備忘価額1円で計上する方向で統一を図り、令和5年度末の固定資産台帳から修正作業を行った。	財政課

R05 009 S	固定資産台帳が 未公表であること について	117 【結 果(指摘)】 固定資産台帳の公表は地方公会計の取組の中で全ての地方公共団体に求められていることであるが、令和4年度末の時点で、千葉市は固定資産台帳を公表していない。 固定資産台帳の公表により、未利用資産の売却や貸付など保有資産の新たな活用方法が見つかる可能性があることから、固定資産台帳が適切に更新されていることを前提として、固定資産台帳を速やかに公表することが必要である。 まずは、今回の発見事項を踏まえ、固定資産台帳の登録内容を適切に更新・修正すること、そのために、「固定資産台帳増減調査票作成要領」におけるルールの記載の明確化や、入力者とは別の担当者がチェックを行うダブルチェック等の内部統制を適切に構築することが必要である。 特に、売却可能区分など未利用資産の有効活用の観点から特に重要な固定資産台帳の記載項目については改めて精査することが必要である。また、固定資産台帳の公表にあたっては、民間事業者等からの発案を受け付ける制度の構築を検討すべきであり、総務省の「地方公会計の活用の促進に関する研究会」のような整理の内容も参考にすることが考えられる。 なお、千葉市では、固定資産台帳自体の公表はしていないものの、外部への情報発信としては、稼働率(利用実績)や経費内訳などは「資産カルテ」で公表しており、また、未利用地等の一覧についても固定資産台帳とは別に公表している。 本件については、公表されるべきものが公表されていないという点で【指摘】として記載したが、固定資産台帳の公表による効果については「資産カルテ」で果たしているものと考えられ、固定資産情報が活用されていないということを指摘するものではない。	対応中	改善内容調整中	資産経営課
R05 010 S	売却可能資産の 範囲と注記集計 範囲の相違につ いて	120 【結 果(指摘)】 千葉市の財務書類の注記内容の明細には公有財産システムから「処分する土地」(処分を決定又は予定している土地)として分類された土地が抽出されており、必ずしも「翌年度」に処分を予定していない土地も含まれていることが判明した。 すなわち、特定した売却可能資産の範囲と、実際の注記情報として集計している資産の範囲が異なっていた。 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に即し、売却可能資産の特定範囲を整理のうえ、当該特定範囲に即した明細を整理したうえで、財務書類においても必要な注記事項として公表する必要がある。	対応中	改善内容調整中	財政課

R05 011 S	固定資産台帳上の売却可能区分の修正について	121	<p>【結 果(指摘)】 固定資産台帳では、行政財産を含む全ての固定資産が千葉市の公会計システム上の初期設定区分である「売却可能資産」として登録されていた。</p> <p>固定資産台帳や売却可能資産の注記を公表しない現状の実務を前提とすれば、固定資産台帳上の「売却可能区分」は情報として利活用することがないため、精緻化を図る優先順位は劣後するものと考えられるが、固定資産台帳を公表することを見据えて、売却可能資産の特定を固定資産台帳に反映する必要がある。</p>	対応中	改善内容調整中	財政課
R05 012 S	財務諸表と固定資産台帳等の不一致について	142	<p>【結 果(指摘)】 固定資産台帳等は財務諸表の補助簿であるため、両者は一致しなければならない。</p> <p>決算の作業において、不一致であった場合には、原因を調査し、決算の確定の時点では一致させておく必要がある。</p>	対応中	改善内容調整中	病院局経営企画課
R05 013 S	固定資産の実態調査が実施されていないことについて	142	<p>【結 果(指摘)】 千葉市病院事業会計規程第87条第2項では、「企業出納員は、固定資産の得喪現況等を明らかにした固定資産台帳を整理するとともに、少なくとも年1回は固定資産の実態を調査しなければならない。」と規定されているが、現状、この規程に基づく実態調査が実施されていない。</p> <p>今回の監査の過程で、複数の除却処理漏れが発見されたが、これらの漏れは実態調査によって発見できるため、規程に従い、少なくとも年1回の実態調査を実施すべきである。</p> <p>なお、全資産の実態調査を1年で完結させることが実務的に困難な場合は、資産の件数や移動の可否、所管部署の負担を勘案し、規程の見直しと合わせて、複数年で全資産の実態調査を一巡するローテーションによる実施も考えられる。</p>	対応中	改善内容調整中	病院局経営企画課
R05 014 S	固定資産台帳からの除却処理漏れと資産管理シールの運用の徹底について	150	<p>【結 果(指摘)】 青葉病院・海浜病院ともに、すでに廃棄・更新した資産にもかかわらず固定資産台帳に登録されたままのものが散見された。</p> <p>固定資産の取得による増加取引と異なり、除却による減少取引は、現金の支出を伴わないため、会計処理を漏らしてしまう可能性が高い領域である。</p> <p>除却処理漏れについては、除却の手続きを見直し、申請から固定資産台帳への反映までを担保できる仕組み作りが必要である。</p> <p>この除却処理漏れを予防する統制として、資産管理シールを取得時に固定資産に貼付し、除却時にはがして病院事務局に提出するという内部ルールがあるものの、その運用が徹底されていない。</p> <p>資産管理シールが貼られ、適切に管理されていけば、固定資産台帳と現物との関係が明瞭化され、固定資産の実態調査もしやすくなる。</p> <p>特に、除却処理漏れが多く発見された海浜病院は新病院への移転が予定されており、移転を一つの契機として、ルールの周知徹底を図るべきである。</p>	対応中	改善内容調整中	病院局経営企画課

R05 015 S	固定資産台帳への登録単位について	151 【結果(指摘)】 工事単位や設備単位、装置単位で一括登録されている資産が散見された。 固定資産台帳への登録単位は、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」となっているかを勘案する必要がある。 耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録すると、減価償却の額を適切に算定できず、適正な財務諸表が作成されないこととなる。海浜病院の新病院移転の際には、多くの工事がなされるものと思料するが、その際の固定資産登録では、「法適用マニュアル」を踏まえて、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」で登録することに留意されたい。	措置済 (令和8年3月)	固定資産台帳への登録単位等については、令和5年度に、総務省作成の「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を踏まえ、「固定資産台帳登録マニュアル」を作成した。以後、マニュアルに沿って適正な運用を行っている。	病院局経営 企画課
R05 016 S	耐用年数の設定について	161 【結果(指摘①)】 耐用年数の登録の誤りが生じており、固定資産台帳上、正しい耐用年数に修正したうえで、減価償却計算を見直す必要がある。 ただし、本報告書で指摘した資産について局所的に修正したところで全体に与える影響は軽微であるため、費用対効果に乏しいと思われる。実際に修正するかどうかは、重要性を勘案した上で、重要なものだけ修正すれば足りると考える。 それよりも、今後、同様の誤りをしないようにするための仕組みづくりが重要である。今回の誤りの要因は、固定資産台帳の登録時の単純な入力誤りであるため、固定資産台帳登録後のダブルチェックを行うこと等、科目名称及び耐用年数の登録の誤りが生じないような体制の構築を検討すべきである。	措置済 (令和7年1月)	耐用年数が誤っていた資産については、令和5年度決算において全体の見直しを行い、固定資産台帳を修正の上、過少となっていた減価償却費及び長期前受金戻入を過年度修正損益に計上した。 また、登録の誤りが生じないような体制の構築についても、事務マニュアルに固定資産登録情報のチェックポイントや手順を明記した。	水道総務課

R05 017 S	適切な固定資産の残存価額の設定について	162	<p>【結果(指摘②)】</p> <p>地方公営企業法施行規則第15条に基づくと、償却資産は取得原価の10/100又は5/100に相当する金額まで償却される。しかし、耐用年数が経過しているにもかかわらず、取得原価の23/100に相当する金額までしか減価償却が実施されていないかった。地方公営企業法施行規則第15条に従って、取得原価の10/100又は5/100に相当する金額まで償却が必要となるため、追加で減価償却費を計上する必要がある。</p>	措置済 (令和7年1月)	残存価額の設定が誤っていた資産については、令和5年度決算において全体の見直しを行い、固定資産台帳を修正の上、過少となっていた減価償却費等を過年度修正損益に計上した。	水道総務課
R05 018 S	未経過リース料の注記漏れについて	163	<p>【結果(指摘)】</p> <p>千葉市の水道事業は、管理者を設置していないため、所有権移転外ファイナンス・リースを通常の賃貸借取引で処理をしても問題ないが、決算書に「リース契約により使用する固定資産に関する注記」を記載する必要があり、現状注記が漏れてしまっている。地方公営企業法に従って、当該事業年度の末日における未経過リース料相当額の注記が必要である。</p>	措置済 (令和7年1月)	記載が漏れていた未経過リース料相当額については、令和4年度決算からリース契約により使用する固定資産に関する注記をし、適正に作成している。	水道総務課
R05 019 S	減価償却費の計上漏れについて	178	<p>【結果(指摘①)】</p> <p>千葉市下水道事業会計規則第103条では、固定資産について、毎事業年度減価償却を行う旨が規定されている。しかし、一部の資産について、平成26年度からみなし償却制度が廃止されたことを契機として、減価償却が実施されていないことが明らかとなった。今回発見された未実施の減価償却額について、財務諸表において、過年度損益修正損と減価償却累計額を計上する必要がある。併せて、これ以外にも、みなし償却制度廃止を契機とした減価償却の未実施がないかについて確認し、発見された場合には上記処理に含めて計上する必要がある。不正確な減価償却計算は、貸借対照表や損益計算書に誤謬を生じさせるのみならず、下水道使用料の設定にも影響を及ぼしかねないため、今後も留意されたい。</p>	対応中	改善内容調整中	下水道経営課